

『しがぎん』Value EBサービス利用規定

共通規定

第1条（『しがぎん』Value EBサービス）

1. 『しがぎん』Value EBサービス

『しがぎん』Value EBサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者（以下「お客さま」といいます。）が株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）に対し、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」といいます。）により『しがぎん』Value EBサービス利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。

2. ご利用対象者

当行に普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方は、本規定を承諾のうえ本サービスを利用することができます。

3. ご利用時間

本サービスの取扱日および取扱時間は、当行所定の日および時間内とします。なお、取扱日および取扱時間は取引により異なります。

4. 使用できる機種

本サービスに使用する機器等は、お客さまの負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定維持するものとします。

第2条（利用申込）

1. 申込書の届出

お客さまは本サービス利用の申込に際して、本規定、その他関連諸規定の内容を承諾のうえ、『しがぎん』Value EBサービス利用申込書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して、当行に提出してください。

2. 申込の承諾

当行は、申込書の記載内容に不備がないことを確認のうえ、本サービスの利用を承諾するときは、「登録手続完了のご連絡」を交付します。

ただし、当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込みを承諾しない場合があります。

3. 申込書の不備

提出された申込書に不備があった場合には、改めて申込書のご提出をお願いすることがありますが、当初提出された不備申込書につきましては、当行の判断により、届出住所への返送・廃棄その他適宜処理させていただくことがあります。

第3条（利用口座および申込内容の変更）

1. 利用口座の届出

お客さまは本サービス利用申込時に、次の取引口座を当行所定の書面により届出てください。

(1) 照会対象口座

当行国内本支店に開設されたお客さま名義の口座とし、本サービスにかかる照会を行う口座。

(2) 振込・振替サービス利用対象口座

当行国内本支店に開設されたお客さま名義の口座とし、本サービスにかかる振込・振替を行う口座。

(3) 手数料引落口座

本サービスの基本手数料、振込・振替サービス利用による振込手数料、データ伝送サービス利用による振込手数料および口座振替手数料を引落す口座。原則として、本サービスの契約店と手数料引落口座の取引店は同一店としてください。

(4) 資金決済口座

本サービスのデータ伝送サービス利用による振込資金、地方税納入の資金決済口座および口座振替の代金回収資金を入金する口座。原則として、本サービスの契約店と資金決済口座の取引店は同一店としてください。

2. 申込内容の変更等

ご利用口座の追加・削除およびその他申込内容の変更については、当行所定の書面によりお届けください。

第4条（本人確認）

本サービスの利用に際して、当行はお客さまご本人の確認を次の方法で行うこととします

1. 本人確認手続

(1) 照会サービス

お客さまが照会サービスを利用するときは、4桁の暗証番号をパソコン等により当行に送信するものとします。当行は送信された暗証番号等がお届けの暗証番号等と一致することを確認することにより、本人確認を行います。

(2) 振込・振替サービス

お客さまが振込・振替サービスを利用するときは、払出しされる口座ごとにあらかじめお客さまがお届けの4桁の暗証番号とN T Tデータより通知された接続IDをパソコン等により当行に送信するものとします。当行は送信された4桁の暗証番号と接続IDが、お届けの暗証番号およびお届けの接続IDと一致することを確認することにより、本人確認を行います。

(3) データ伝送サービス

お客さまがデータ伝送サービスを利用するときは、お客さまセンター確認コード、全銀パスワード、ファイル名、ファイルアクセスキー、委託者番号などの暗証番号等の情報をパソコン等により当行に送信するものとします。当行は送信された暗証番号等の情報がお届けのお客さまセンター確認コード、全銀パスワード、ファイル名、ファイルアクセスキー、委託者番号等と一致することを確認することにより、本人確認を行います。

2. 免責

当行が前項の方法に従って本人確認をしたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第5条（暗証番号等の管理）

1. 暗証番号等の管理

本人確認で使用する暗証番号等は、厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に管理してください。なお、本サービス利用時の本人確認手続時以外に、当行からお客さまに暗証番号等をお聞きすることはありません。

2. 暗証番号の誤り

サービス利用者が暗証番号の入力を複数回連続して誤った場合は、当行は当該サービス利用者の利用を停止します。

3. 暗証番号等の定期的な変更

暗証番号等は定期的に変更してください。なお、暗証番号等を変更されるときは、当行所定の書面によりお届けください。

4 暗証番号等については、お客さまの生年月日や電話番号等、容易に類推される番号を使用しないでください。

第6条（取引の依頼）

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第4条に基づく本人確認後、お客さまが取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。

2. 依頼内容の確定

本サービスによる取引の依頼が各取引に必要な当行所定の時間内に行われて、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定するものとします。

第7条（資金決済）

1. 資金の引落

お客さまが指定する口座より資金の引落を行う取引については、取引依頼が確定した後、当行は振込・振替、総合振込、給与振込、地方税納入の各決済資金および振込手数料、または各種手数料をお客さまが指定する預金口座より、各種預金規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すこととします。

2. 前項の引落ができなかった場合、当行はお客さまからの振込等の依頼がなかったものとします。

第8条（取引内容の確認）

1. 取引内容の確認

お客さまは本サービスによる取引について、取引が成立していることをパソコン等から確認するとともに、速やかに各預金通帳への記帳、当座勘定照合表等により取引内容を確認してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。なお、本サービスによる取引について、当行はその取引完了後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。

2. 取引の記録

当行はパソコン等による指示内容はすべてコンピュータで記録し、相当期間保存します。本サービスによる取引内容について、疑義が生じた場合には、当行でのコンピュータの記録内容を正当なものとして取扱います。

第9条（届出事項の変更等）

印鑑、名称、住所その他届出事項の変更がある場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、速やかに当行にお届けください。この届出前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第10条（利用手数料）

1. 基本手数料の引落

本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料（消費税を含みます。）をいただきます。この場合、当行は当該手数料を各種預金規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書、当座小切手等の提出を受けることなく、お客さまが当行に届出た手数料引落口座から当行所定の日に引落しするものとします。

2. 基本手数料等の引落の取扱いについては、領収書等の発行はいたしません。

3. 振込手数料

本サービスを利用して振込をする場合、当行所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。振込・振替サービスにかかる手数料は、手数料引落口座から1ヶ月分をまとめて引落します。データ伝送サービスによる振込の場合は、原則振込の都度手数料引落口座から引落します。

第11条（海外からの利用）

本サービスは、国内からのご利用に限らせていただきます。

第12条（サービス内容、利用手数料または本規定の変更）

1. この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することより、変更できるものとします。

2. 前頁の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第13条（秘密保持）

1. お客さまは本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

2. お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させること、または開示提供することを禁止します。

3. 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。

第14条（免責事項）

1. サービス利用申込の際、押印された印影と届出の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱いしたうちは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2. 暗証番号等について、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

3. 災害等による免責

次の各号の事由により、振込・振替による入金不能、入金遅延等があっても、これによる損害は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(1)天災・火災・騒乱等銀行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

(2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

(3)当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

4. 通信経路における取引情報の漏洩等

インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス、盗用等がなされたことによりお客さまの暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

5. お客さまが本規定に違反する行為、または、不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行はお客さまに対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第15条（譲渡質入れ等の禁止）

お客さまは本サービスにおける契約上の地位および権利、義務の全部または、一部を第三者に譲渡もしくは質入れ、その他第三者のために権利を設定することはできません。

第16条（規定の準用）

本規定に定めのない事項は、当行が別に定める各種預金規定、当座勘定規定、振込規定等の各条項に従い取扱うものとします。各規定が必要なときは、当行本支店窓口にご請求ください。

第17条（サービスの廃止）

当行はホームページ上の表示により、1ヶ月前までに予告することにより、本サービスを廃止することができるものとします。

第18条（解約等）

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約できるものとします。本サービスの契約が解約された場合は、本サービスで使用した暗証番号等は全て無効とします。

2. お客さまからの解約の場合は、当行所定の書面を提出し、当行所定の手続をとる

ものとします。なお、解約の届出は、当行の解約処理が終了した後に有効となります。解約処理完了前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

3. 当行からの解約通知

当行より本サービスを解約する場合は、当行への届出住所あてに解約の通知を行います。その住所が事実と相違するなど、お客さまの責めに帰すべき事由によりお客さまに到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4. サービスの利用停止

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに事前に通知、催告す

ることなく本サービスの一部または全部を停止することができ
るものとしします。

(1) 6ヶ月以上にわたり、本サービスの利用がないとき

(2) 暗証番号等の紛失、失念が度重なる等、第5条に定める暗証番号等の管理が杜撰である、あるいは第7条第2項による無効な取引依頼が度重なる等、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じたとき、客観的に認められるとき

5. 強制解約

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとしします。この場合、本サービスに関し、お客さまの当行に対する未払い債務があるときは、その支払期限に拘らず直ちに当行に弁済するものとしします。

(1) 所有する財産に差押、仮差押、仮処分、滞納処分もしくは競売の申立があったとき

(2) 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他、今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めによって、当行においてお客さまの住所が不明となったとき

(5) 当行に支払うべき所定の手数料の未払いが生じたとき

(6) 解散、その他営業活動を休止したとき

(7) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき

(8) 暗証番号等を不正に使用したとき

(9) 本規定に違反したとき

(10) 本規定に定める義務の履行を怠ったとき

6. 手数料の払戻

本サービスの契約期間の途中での解約、もしくは本サービスの全部または一部利用停止の場合も、日割りで利用手数料の一部を払戻すことはいたしません。

第19条（損害負担）

当行およびお客さまは、それぞれの責めに帰すべき事由により生じた損害を負担するものとしします。当行およびお客さまのいずれの責めによるか明らかでないときは、両者で協議して定めることとしします。

第20条（契約期間）

本契約の当初契約日は、当行が申込書を受領し申込を受諾した日としします。当初契約期間は契約日から1年間とし、契約期間満了までにお客さままたは当行から特に解約の申出をしない限り、契約満了の翌日から起算して1年間継続されるものとし、継続後も同様としします。

第21条（合意管轄）

本規定に関する一切の訴訟は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

照会サービス利用規定

第1条（照会サービス）

1. 内容

照会サービスとは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に、お客さまの指定する預金口座について当行所定の方法・範囲に従い、残高、入出金明細等の口座情報を提供するサービスをいいます。

2. 回答後の取消・変更

お客さまからの依頼に基づいて当行が回答した口座情報は、残高入出金等を当行が証明するものではなく、回答後であっても、必要により、当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

振込・振替サービス利用規定

第1条（振込・振替サービス）

1. 内容

振込・振替サービスとは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に、お客さまの指定する預金口座より指定金額を引落しのうえ、あらかじめ当行に届出の預金口座への振込（以下「事前登録方式」といいます。）を行うサービスをいいます。

2. 振込限度額

1日あたり振込金額の上限は、事前登録方式ごとに定める当行所定の限度額（以下「最高限度額」といいます。）以内で、申込書によりあらかじめお客さまが届出た金額の範囲内とします。なお、申込書に振込金額の上限の記入がない場合は、当行所定の最高限度額とします。

3. 振込先口座の確認

お客さまからの依頼に基づき受付けた振込については、振込先金融機関の届出内容と照合せず、お客さまの届出内容のまま処理をいたします。

4. 振込指定日

振込指定日は、当行所定の日を指定してください。

5. 取引実施日

(1) 振込の実施日は原則として受付日当日とします。ただし、当座預金口座については、銀行休業日は利用できません。

(2) 振込予約の依頼による場合は、振込の実施日は翌銀行営業日（以下「営業日」といいます。）とします。なお、振込資金は、振込実施日が翌営業日の場合でも受付日に引落します。

6. ビジネスカードローン口座

ビジネスカードローン口座を、振込・振替サービスの対象口座に指定する場合は、次の同意事項を承

認したものとします。

(1) ビジネスカードローン口座より振替出金した資金の入金口座は、ビジネスカードローン口座の返済指定口座のみとします。

(2) ビジネスカードローン口座に振替入金する資金の出金口座は、ビジネスカードローン口座の返済指定口座のみとします。

(3) 平成16年12月31日以前にビジネスカードローンのご契約をいただいたお客さまについては、「当座勘定貸越契約書」の第1条第1項に定める内容にかかわらず、本サービスの「振込・振替サービス」によりビジネスカードローンに係る取引を行うことができるものとします。

7. 振込依頼内容の訂正・組戻

(1) 振込依頼内容の訂正や組戻（振込の取消）をする場合は、当行所定の方法により当行に依頼してください。この場合、当行所定の振込訂正依頼手数料（消費税を含みます。）、組戻手数料（消費税を含みます。）をいただきます。なお、当行への連絡の時期等によっては訂正や組戻ができないことがあります。

(2) 組戻により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該資金を引落した口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

(3) 振込先金融機関が既に振込通知を受信している場合には、組戻できない場合があります。この場合にはお客さまが受取人との間で協議してください。

8. 振込依頼内容の照会と振込資金の返却

(1) お客さまの依頼に基づき当行が振込先金融機関に発信した振込について、振込先金融機関から当行に対して照会があった場合は、当行からお客さまに照会することがあります。この場合には速やかにご回答ください。当行からの照会に対して相当期間内に回答がない場合、または回答内容が不適切であった場合、もしくは不在、転居等により当行からお客さまに電話連絡できなかった場合は、これによって生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 振込先の口座がない等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合および当行が指定する期間内に照会に対する回答がない場合は、当行は該当振込資金を引落した口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

データ伝送サービス利用規定

第1条（データ伝送サービス）

1. 内容

データ伝送サービスとは、お客さまがパソコン等により、当行に「総合振込」「給与・賞与振込」「預金口座振替」「地方税納入」等の明細を伝送するサービスをいいます。

2. 申込手続

ご利用に際しては、当行所定の手続に基づいて申込むものとします。ただし、当行は、お客さまの取引実績、業務内容等を総合的に判断のうえ、本サービスのご利用を承諾しない場合があります。

第2条（総合振込）

1. 内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。なお、

振込先として指定できる金融機関は、当行の国内本支店および当行の提携している他の金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

2. 振込指定日

振込指定日は、銀行営業日を指定してください。

3. 振込依頼手続

総合振込の手続は当行所定の送信可能期限内に当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、振込処理ができませんのでご了承ください。

4. 振込資金

振込資金は振込指定日の前営業日の16時までに資金決済口座に入金するものとします。

5. 振込手数料の差引計算機能

本サービスの総合振込には入力金額から振込手数料を差引いて振込金額を算出する機能があります。この場合に差引きする振込手数料は、お客さまがクライアントソフト等に登録された手数料を差引きします。お客さまがクライアントソフト等に登録された手数料金額により、銀行が実際に徴収させていただく振込手数料と一致しない場合があります。

6. 資金決済口座

総合振込の資金決済口座は、お客さま名義の当座預金または普通預金とし、当行所定の書面により当行に届出るものとします。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面により当行に届出てください。

7. 振込依頼内容の訂正・組戻

振込依頼内容の訂正・組戻は、振込・振替サービス利用規定第1条7によるものとします。

8. 振込依頼内容の照会と振込資金の返却

振込依頼内容の照会と振込資金の返却は、振込・振替サービス利用規定第1条8によるものとします。

9. 総合振込の取消

お客さまが当行にデータ伝送サービスを利用して依頼された総合振込については、当行が振込明細を受信した後は、取消できませんのでご了承ください。

第3条（給与振込サービス）

1. 内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した給与・賞与等（以下「給与」といいます。）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる金融機関は、当行の国内本支店および当行が給与振込の提携をしている他の金融機関の国内本支店とします。

2. 振込指定日

振込指定日は、銀行営業日を指定してください。

3. 振込依頼手続

給与振込の手続は当行所定の送信可能期限内に当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、振込処理ができませんのでご了承ください。

4. 振込資金

振込資金は、振込指定日の前営業日の14時までに資金決済口座に入金するものとします。

5. 資金決済口座

給与振込の資金決済口座は、お客さま名義の当座預金または普通預金とし、当行所定の書面により当行に届出るものとします。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面により届出てください。

6. 振込依頼内容の訂正・組戻

振込依頼内容の訂正・組戻は、振込・振替サービス利用規定第1条7によるものとします。

7. 振込依頼内容の照会と振込資金の返却

振込依頼内容の照会と振込資金の返却は、振込・振替サービス利用規定第1条8によるものとします。

8. 給与振込の取消

お客さまが当行にデータ伝送サービスを利用して依頼された給与振込については、当行が振込明細を受信した後は、取消できませんのでご了承ください。

9. 支払開始時期

給与受給者（振込受取人）が給与振込入金を引き出せる時期は、振込指定日の午前10時からとします。

10. 手数料

(1) 他行宛給与振込の受付にあたっては、当行所定の給与振込取扱手数料（他行宛）（消費税を含みません。）をいただきます。

(2) 振込明細の送信が当行所定の時間内に行われなかった場合、当行所定の振込手数料（消費税を含みません。）をいただきます。ただし、振込手数料をいただくときは、他行宛給与振込手数料はいただきません。

第4条（預金口座振替サービス）

1. 内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した口座振替事務を受託します。なお、引落指定口座は当行の国内本支店の当座預金および普通預金とします。また、口座振替の受付にあたっては、当行所定の口座振替手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

2. 資金決済口座の預金種目

振替済資金の資金決済口座（入金口座）は、お客さま名義の当座預金または普通預金とし、当行所定の書面により当行に届出てください。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面にて当行に届出てください。

3. 振替指定日

振替指定日は銀行営業日を指定してください。

4. 口座振替依頼手続

口座振替の手続は当行所定の送信期限内に、当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、口座振替処理ができませんのでご了承ください。

5. 口座への入金

当行は、振替日に請求明細に記載の金額を、指定口座から払い出し、これを取りまとめて当行所定の方法によりお客さまの預金口座に入金します。

6. 引落済および引落不能の通知

当行は、振替済となった振替請求の件数・金額と、振替不能となった振替請求の件数・金額をデータ

伝送の明細に記録することによりお客さまに通知します。なお、振替不能となった請求については当該請求明細に不能理由を記録します。

7. 口座振替の一部停止

お客さまが当行にデータ伝送を利用して依頼された口座振替について、その一部の口座振替処理を停止する取扱は当行がやむを得ないと認めた場合に限り、当行所定の手続にて受付けるものとします。この場合、当行所定の口座振替中止依頼手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

8. 口座振替の取消依頼

お客さまが当行にデータ伝送を利用して依頼された口座振替については、当行が口座振替預金明細を受信した後においては、取消できませんのでご了承ください。

第5条（地方税納入サービス）

1. 内容

当行はお客さまからの依頼によるデータ伝送サービスを利用した特別徴収地方税の納付事務を代行します。また、地方税納付の受付にあたっては、当行所定の税金、公共料金等収納手数料（消費税を含みます。）をいただきます。

2. 資金決済口座

地方税納付の資金決済口座はお客さま名義の普通預金または当座預金とし、当行所定の書面により当行に届出るものとします。資金決済口座を変更するときも、当行所定の書面により当行に届出てください。

3. 納付資金

納付資金は納付指定日の前営業日の正午までに資金決済口座に入金するものとします。

4. 納付指定日

納付指定日は、毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。

5. 納付手続

納付の手続は当行所定の送信期限内に当行所定の方法で行ってください。当行所定の時間を過ぎたときは、納付処理ができませんのでご了承ください。

6. 地方税納付の取消

お客さまが当行にデータ伝送サービスを利用して依頼された地方税納付について、当行が納付明細を受信した後においては、取消できませんのでご了承ください。なお、金額等の変更がある場合は、お客さまが納付先の市区町村との間で協議してください。

以 上

（2020年4月1日現在）